SIAL Paris2024出展事業者支援事業実施要領

　（趣旨）

第１　この要領は、安全・安心で高品質な本県農畜水産物・加工食品について、世界を見据えた販路開拓に取り組むため、世界中から多くのシェフやバイヤーが食のトレンドを求めて訪れるフランスにて開催される世界最大級の食品展示会であるSIAL Paris2024（以下「展示会」という。）へ出展する兵庫県内生産者・食品事業者（以下、「県内生産者等」という。）に対し、ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「本会」という。）が支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２　本会会長（以下「会長」という。）は、県内生産者等が展示会への出展に要する経費に対し、１者あたり１／２以内（千円未満切捨て）、300千円を上限として補助する。

　（補助対象者）

第３　補助の対象者は、次の各号の要件を全てを満たす者とする。

(1)　展示会に出展する生産者または事業者で、次のいずれかに該当するもの。

　①　兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者

②　これらの生産者・製造者を会員とする団体等

③　兵庫県内に事業所のある食品輸出を行う事業者

(2)　展示会において、次のいずれにも該当する商品の展示及び商談を行うこと。

①　兵庫県認証食品または兵庫県産農畜水産物及びそれらを原料とする加工品等

②　EU・フランスの規制等（残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等）をクリアしている商品

③　特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。

(3)　商談を前提として参加し、商品の輸出に意欲的であること。

(4)　出展期間中、裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。

(5)　当協議会が実施する、商談結果・進捗状況等に関する各種アンケートやヒアリングに対応すること。

(6)　ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録していること。

　　（本事業申込みと同時登録可能）

(7)　 商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なく対応できること。ただし、展示会で使用するPR資材等は出展事業者が準備すること。

(8)　プロモーション募集期間中に、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(9)　兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

(10)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(11)　本会が参加または実施する展示会のサイドイベント及びパリ市内にある日本食材店でのテスト販売で使用する商品（サイドイベントへの提供商品は展示会への出展商品に限る）を無償で提供できること。

(12)　展示会における出展事業者ブースでは、別途、本会が配布する兵庫県PR資材を常時掲示すること。（卓上ミニパネル、ミニのぼり等を想定）

（補助対象経費）

第４　補助対象経費は、展示会への出展に必要な経費とし、その項目は別紙のとおりとする。なお、出展料以外の補助対象経費は、交付決定後に締結された契約にかかるものとする。

（事業の申請）

第５　この要領に基づき補助を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）を作成し、会長あてに令和６年６月30日までに提出しなければならない。

２　申請者は、次の各号に掲げるすべての条件を具備しなければならない。

(1) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと｡

(2) 団体の規約等、責任者が明確で、独立した会計管理を行っていること｡

(3) 展示会へ確実に出展することが見込まれること｡

（補助金の交付の決定）

第６ 会長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

(1)　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員

(2)　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に掲げる者

２　会長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

３　会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとし、補助金交付決定通知のあった申請者（以下「補助事業者」という。）は、承認を受けた申請書の内容に基づき事業を実施するものとする。

（補助事業の廃止）

第７　補助事業者は、補助事業の廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業廃止承認申請書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。

２ 会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業廃止承認通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８　補助事業者は、事業が完了したときは、令和６年11月30日までに、事業費が確認できる資料を添えて実施報告書（様式第５号）を提出する。

（額の確定）

第９ 会長は、補助事業の完了に係る前条に規定する実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第６号）により当該補助事業者に通知するものとする。

２ 会長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第９ 会長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第７号）により補助金を交付する。

　（その他）

第10　この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附　則

　この要領は、令和６年５月２日から施行する。

（様式第１号)

補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長　様

住　　所

団 体 名

代表者職・氏名

責任者氏名

担当者氏名

電話番号

電子メール

標記事業を実施したいので、SIAL Paris2024出展事業者支援事業実施要領第５の１に基づき関係書類を添えて提出します。

記

添付書類　　（別記様式）SIAL Paris2024出展事業者支援事業実施計画書

　　　　　　その他の説明資料

（様式第２号）

補助金交付決定通知書

年　　月　　日

　（補助事業者名）　　　　　　様

　ひょうごの美味し風土拡大協議会

　　会長　（会長名）

担当者名：

電　　話：

電子ﾒｰﾙ ：

　年　月　日付けで申請のあったSIAL Paris2024出展事業者支援事業補助金については、金 　　　　 円を交付することに決定したので通知します。

記

１　この補助金の交付の対象となる事業は、上記申請のあった事業とし、その内容は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。

２　事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

　　　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　円

３　事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第１項の申請書に記載のとおりとする。

４　補助事業者は、SIAL Paris2024出展事業者支援事業実施要領に従わなければならない。

（様式第３号）

補助事業廃止承認申請書

　　 年 月 日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長　様

住　　所

団 体 名

代表者職・氏名

責任者氏名

担当者氏名

電話番号

電子メール

年　月　日付けで交付決定のあったSIAL Paris2024出展事業者支援事業については、下記の理由により廃止したいので、承認願いたくSIAL Paris2024出展事業者支援事業第７の１の規定に基づき、申請します。

記

廃止の理由

　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（様式第４号）

補助事業廃止承認通知書

　（補助事業者名）　　　　　　様

　ひょうごの美味し風土拡大協議会

　　会長　（会長名）

担当者名：

電　　話：

電子ﾒｰﾙ ：

年　月　日付けで補助事業の廃止申請のあったSIAL Paris2024出展事業者支援事業補助金については、当該申請のとおり承認することに決定したので通知します。

（様式第５号)

実績報告書

　　年　　月　　日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長　様

住　　所

団 体 名

代表者職・氏名

責任者氏名

担当者氏名

電話番号

電子メール

SIAL Paris2024出展事業者支援事業を完了しましたので、SIAL Paris2024出展事業者支援事業実施要領第８に基づき関係書類を添えて提出します。

記

添付書類　　（別記様式）SIAL Paris2024出展事業者支援事業実績報告書

　　　　　　出展ブースの写真（ブース全体、出展商品等が確認できるもの）

　　　　　　その他の説明資料

（様式第６号）

補助金額確定通知書

（補助事業者名）　　　　　　様

　ひょうごの美味し風土拡大協議会

　　会長　（会長名）

担当者名：

電　　話：

電子ﾒｰﾙ ：

SIAL Paris2024出展事業者支援事業補助金として下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

　確 定 額 　　　 金 　　　 円

（様式第７号）

補助金請求書

金 円也

ただし、SIAL Paris2024出展事業者支援事業補助金

　　　 補助金交付決定額 円

　　　　 補助金確定額　　　 円

既受領額 円

今回請求額　　　 円

（注）補助金確定額は、補助金確定通知があった場合のみ記載する。

上記のとおり、補助金を精算払によって交付されたく、SIAL Paris2024出展事業者支援事業実施要領第９の規定に基づき、請求します。

　　　　　　　　 年 月 日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長 様

住　　所

団 体 名

代表者職・氏名

責任者氏名

担当者氏名

電話番号

電子メール

（添付書類）

　・事業費が確認できる資料（請求書と領収書の写し又は振込明細等）

　・外貨により支払った場合は支払時点における日本円の為替レートが分かるもの

・各種書類が外国文で記載の場合は訳文

　・資材を作成した場合はその資材が分かるもの（写真、PDF等）

補助金振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金種目 | 普通　・　当座　・　貯蓄 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

（別記様式）

SIAL Paris2024出展事業者支援事業（実施計画・実績報告）書

１　出展商品及びその使用県産食材

※　商品名は正式名称を必ず記載すること

|  |  |
| --- | --- |
| 商品名 | 使用県産食材 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※　行が不足する場合は適宜追加してください。

２　出展方法

　　該当するものにチェックしてください。

　□　ジェトロジャパンパビリオン内ブースに出展する。　→①参照

　□　業界団体等が確保しているブースに出展する。

　□　単独で出展する。（SIAL Paris事務局に直接申込み） →②参照

　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※　申請者が直接主催者等に申し込んでください。本事業申請を以て当協議会が出展を申し込むものではありません。

　　［出展申込等問合せ先］

①ジェトロジャパンパビリオン（5/15申込期限）

ジェトロ農林水産食品部 事業推進課　℡：03-3582-5546

＜申込サイトURL＞https://www.jetro.go.jp/events/afb/da60550e76c1885e.html

　　②単独出展（申込期限はご確認ください。）

　　　フランス見本市協会　℡：03-6809-1650

　　　＜申込サイトURL＞　https://event.sialparis.com/2024/espace-exposant/dossier-de-participation/informations.htm　※英語・仏語

４　経費の配分（計画・実績）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 総事業費  (A)+(B) | 補助対象  経費 | 負担区分 | | 積算の  基　礎 | 備　考 |
| 協議会費  (A) | その他  (B) |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |  |

注１）｢項目」欄には、事業ごとの項目（「出展費」「商品輸送費」、「PR資材作成費」等）を記載すること。なお、他の補助金の活用等によりその費用を補助事業者が負担しない事業については記載しない。

注２）「備考」欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

注３）実績報告時は、交付決定額を上段に（ ）書で記入し、実績額の額をその下段に記入すること。

（別紙）

SIAL Paris2024出展事業者支援事業補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 経費の内容 |
| 出展料 | SIAL Paris2024に出展するために必要なスペースの確保に要する経費。出展料、小間代金、出品料、ブース代 |
| 現地通訳費 | 会期中及び搬出入時の現地通訳に要する経費 |
| 渡航費 | 事業主又は従業員が展示会のためにフランスと日本を往復する航空運賃、会期中及び搬出入日前後１泊の現地宿泊費 |
| PR資材作成費 | 展示会にて使用するPR資材（配布資料、ポスター、パネル等）の作成に要する経費 |
| サンプル輸送費 | 展示会にて使用する商品サンプルの展示会場までの輸送に要する経費 |